神岡都市計画総括図

事項		告示 年月日	告示 番号
都市計画区域決定		S26. 4.23	－
都市計画区域決定(511ha)		S45. 8.18	－
都市計画公園	坂富公園(0.10ha)	S54. 4.10	建告示第3,391号
	緑ヶ丘公園(0.10ha)	S54. 4.10	建告示第3,391号
	蟻川公園(0.14ha)	S44.11.18	町告示第73号
	城ヶ丘公園(1.00ha)	S42.10. 9	建告示第3,391号
	坂巻公園(4.10ha)	H11. 3.26	県告示第208号
	史跡江馬氏館跡公園(2.40ha)	H 8. 3.15	町告示第9号
都市計画道路	県決定分	S49. 8. 9	県告示第675号
		S54.12.25	県告示第1,044号
		S59.12.18	県告示第952号
		H 7. 3.28	県告示第206号
		H 7. 3.28	県告示第675号
		H17. 4. 8	県告示第406号
	町決定分	S49. 8.10	町告示第66号
		S54.12.25	町告示第3号
	市決定分	H17. 1.17	市告示第2号
公共下水道	神岡浄化センター	H10.10. 9	町告示第46号
土地区画整理事業	殿(27.87ha)	－	－
	緑ヶ丘(3.50ha)	－	－
	蟻川(3.81ha)	－	－
	釜崎(8.09ha)	－	－

項目 ＼ 用途地域			用途地域の指定のない地域 分類Ⅲ	分類Ⅴ	分類Ⅵ
①建ペイ率(％)			60	70	
②容積率(％)		一般の敷地	200		300
		敷地前面道路幅＜12m	0.4	0.6	0.6
③絶対高さ制限(m)			－	－	－
④斜線制限	道路斜線	適用距離(m)	20	20	25
		勾配	1.25	1.50	
	隣地斜線	立上がり(m)	20	31	
		勾配	1.25	2.50	
	北側斜線	立上がり(m)	－	－	－
		勾配	－	－	－
⑤日影規制	対象建築物		高さ10m以上	－	－
	平均地盤面からの高さ(m)		4.0	－	－
	規制時間(h)	5m(敷地境界線からの水平距離)≦10m	5	－	－
		敷地境界線からの水平距離＞10m	3	－	－

凡例

▭	建築基準法第２２条第１項の指定区域（昭和２６年１月１６日）告示第２５号
▨	都市計画区域
○→	都市計画道路
🟩	都市計画公園
🟦	分類Ⅲ
🟨	分類Ⅴ
🟧	分類Ⅵ

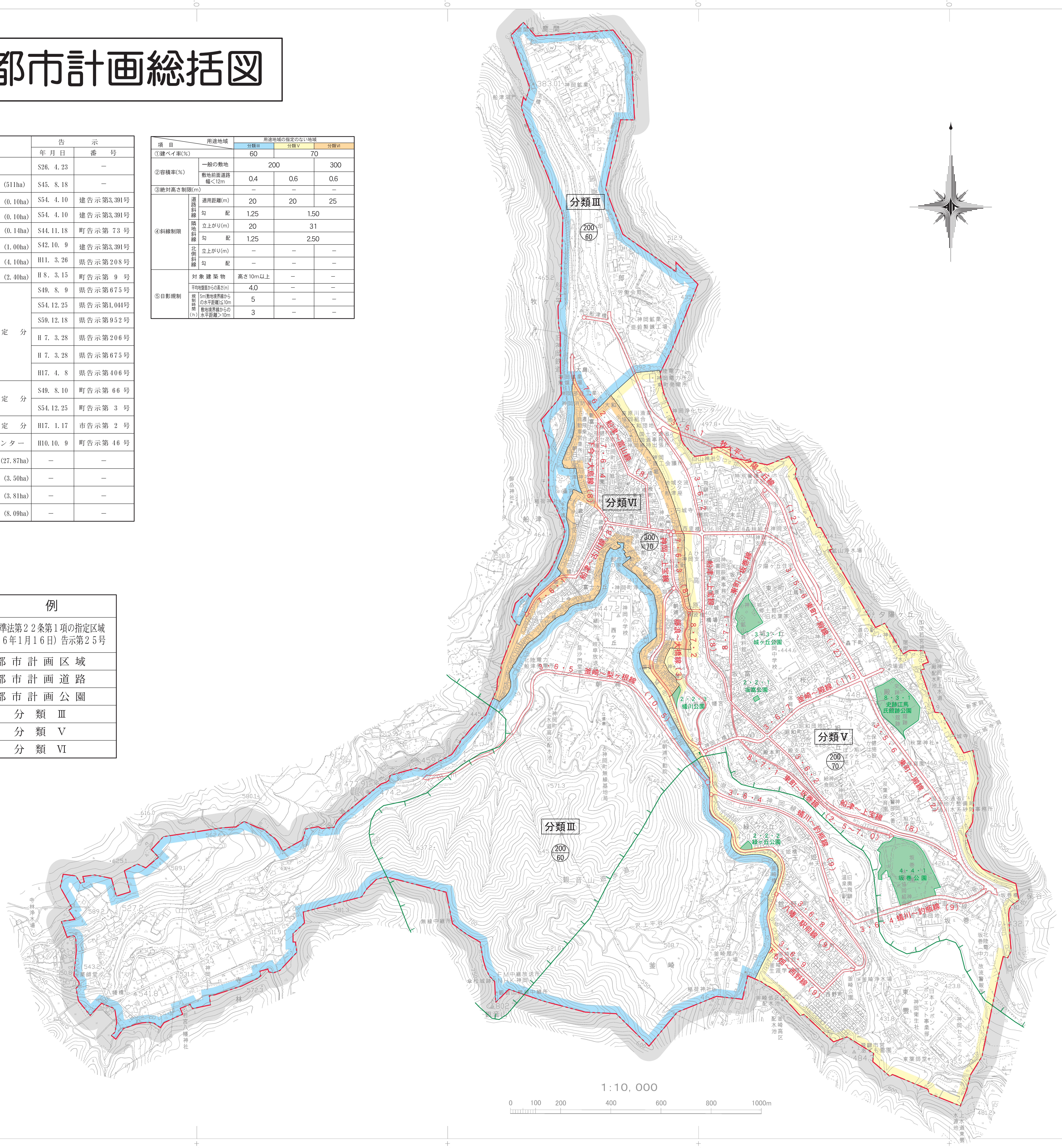
分類Ⅲ
200
60
分類Ⅵ
300
70
分類Ⅴ
200
70
分類Ⅲ
200
60
城ヶ丘公園
坂富公園
蟻川公園
史跡江馬氏館跡公園
緑ヶ丘公園
坂巻公園
1:10,000
0
100
200
400
600
800
1000m

用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 □ 建てられない用途 ①, ②, ③, ④, 面積, 階数等の制限あり			用途地域の指定なし	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿			○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの			○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③ 2階以下。 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が 150㎡を越え、500㎡以下のもの		○	
	店舗等の床面積が 500㎡を越え、1,500㎡以下のもの		○	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの		○	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超えるもの		●	
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの		○	
	事務所等の床面積が 150㎡を越え、500㎡以下のもの		○	
	事務所等の床面積が 500㎡を越え、1,500㎡以下のもの		○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの		○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの		●	
ホテル、旅館			○	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等		●	
	カラオケボックス等		●	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券、車券発売所等		●	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場		●	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等		○	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	
	大学、高等専門学校、専修学校等		○	
	図書館等		○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		○	
	神社、寺院、教会等		○	
	病院		○	
	公衆浴場、診療所、保育所等		○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等		○	
	自動車教習所		○	
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)		○	
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		○ ※一団地の敷地内について別に制限あり	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	倉庫業倉庫		○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）		○	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		△	△制限無し
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		○	
	自動車修理工場		○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
		量が少ない施設	○	
		量がやや多い施設	○	
		量が多い施設	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等			都市計画区域内においては都市計画決定が必要	

注）本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

※ 特別用途地区等として大規模集客施設の制限あり

● 10,000㎡以下

確認申請の手続の必要な建築物

適用区域	用途・構造		規模	工事種別
神岡町全域	A 特殊建築物	劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	その用途の床面積＞200㎡	新築 増築 改築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替 特殊建築物への用途変更 (▶建法87-1)
		病院・診療所（患者の収容施設のあるもの）・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎・児童福祉施設		
		学校・体育館・博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スケート場・水泳場・スキー場・スポーツ練習場		
		百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飯食店・物品販売業を営む店舗（床面積＞10㎡）		
		倉庫		
		自動車車庫・自動車修理工場・映画スタジオ・テレビスタジオ		
	B 木造		階数≧3又は延べ面積＞500㎡ 又は高さ＞13m又は軒高＞9m	
	C 木造以外		階数≧2又は延べ面積＞200㎡	
都市計画区域内 県知事指定区域 （6条1項4号）	D すべての建築物		規制に関係なし	建築
神岡町全域	建築設備	エレベーター・エスカレーターなど 特定行政庁が指定するもの（し尿浄化槽・合併処理浄化槽を除く）		設置
	工作物	煙突 高さ＞6m 柱 高さ＞15m 広告塔等 高さ＞4m 高架水槽・サイロなど 高さ＞8m 擁壁 高さ＞2m		築造
		観光用エレベーター・エスカレーター（一般交通用は除く） 高架の遊戯施設（ウォーターシュート・コースターの類） 原動機付回転遊戯施設（メリーゴーラウンド、飛行塔の類）		
		（用途規制が適用される指定工作物） 製造施設・貯蔵施設・自動車車庫・遊戯施設・処理場等		

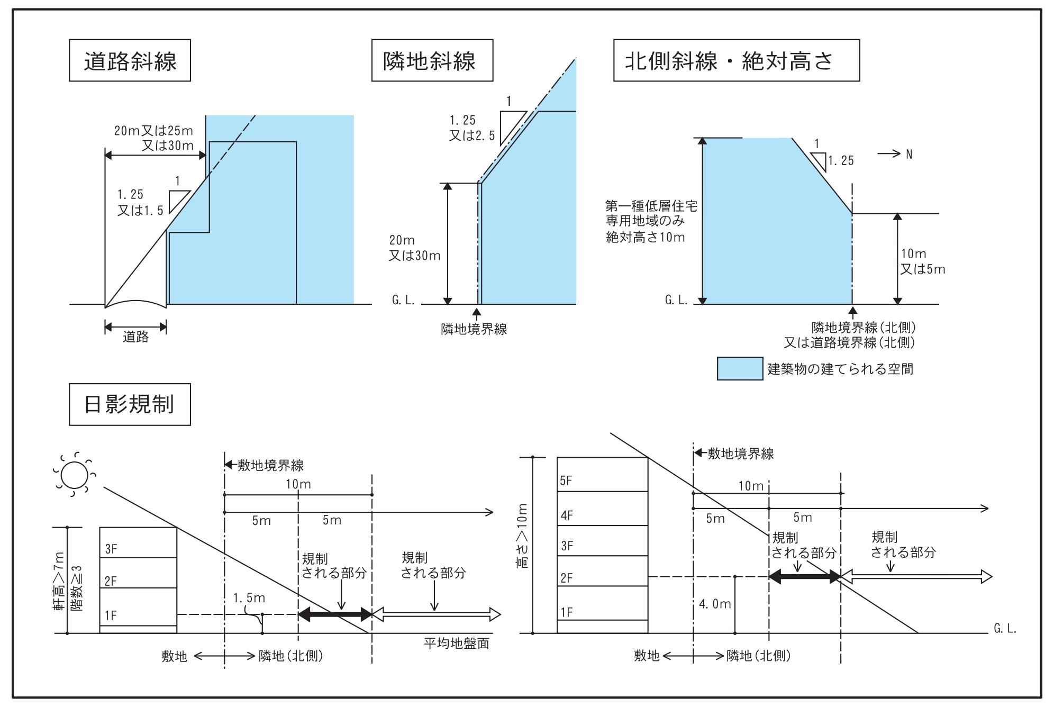
道路斜線
20m又は25m
又は30m
1
1.25
又は1.5
道路
隣地斜線
1
1.25
又は2.5
20m
又は30m
G.L.
隣地境界線
北側斜線・絶対高さ
1
1.25
→N
第一種低層住宅
専用地域のみ
絶対高さ10m
10m
又は5m
G.L.
隣地境界線(北側)
又は道路境界線(北側)
建築物の建てられる空間
日影規制
敷地境界線
10m
5m
5m
軒高＞7m
階数≧3
3F
2F
1F
1.5m
規制
される部分
規制
される部分
平均地盤面
敷地
隣地(北側)
敷地境界線
10m
5m
5m
高さ＞10m
5F
4F
3F
2F
1F
4.0m
規制
される部分
規制
される部分
G.L.
敷地
隣地(北側)

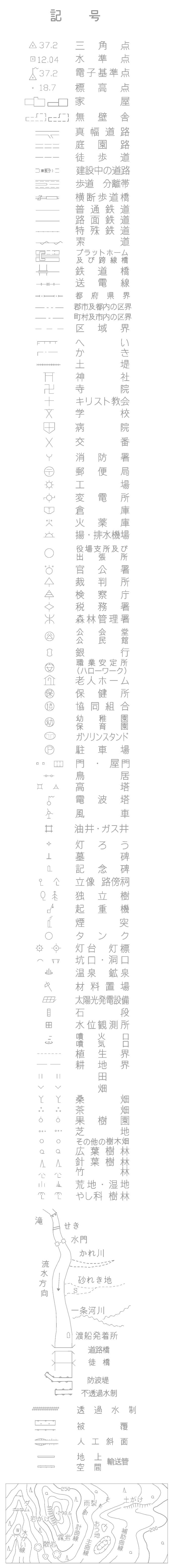
記号
37.2 三角点
12.04 水準点
37.2 電子基準点
18.7 標高点
家屋
無壁舎
真幅道路
庭園路
徒歩道
建設中 建設中の道路
歩道 分離帯
横断歩道橋
普通鉄道
路面鉄道
特殊鉄道
索道
プラットホーム及び跨線橋
鉄道橋
送電線
都府県界
郡市及都内の区界
町村及市内の区界
区域界
へい
かき
土堤
神社
寺院
キリスト教会
学校
病院
交番
消防署
郵便局
工場
変電所
倉庫
火薬庫
揚・排水機場
役場支所及び出張所
官公署
裁判所
検察庁
税務署
森林管理署
公会堂 公民館
銀行
職業安定所(ハローワーク)
老人ホーム
保健所
協同組合
幼稚園 保育園
ガソリンスタンド
駐車場
門・屋門
鳥居
高塔
電波塔
風車
油井・ガス井
灯ろう
墓碑
記念碑
立像 路傍祠
独立樹
起重機
煙突
タンク
灯台 灯標
坑口・洞口
温泉 鉱泉
材料置場
太陽光発電設備
石段
水位観測所
噴火口 噴気口
植生界
耕地界
田
畑
桑畑
茶畑
果樹園
芝地
その他の樹木畑
広葉樹林
針葉樹林
竹林
荒地・湿地
やし科樹林
滝
せき
水門
かれ川
流水方向
砂れき地
S
一条河川
渡船発着所
道路橋
徒橋
防波堤
不透過水制
透過水制
被覆
人工斜面
地上 輸送管
空間 輸送管
250
ダム
岩がけ
298.6
雨裂
土がけ
計曲線
おう地
主曲線
補助曲線
200
水がい線
露岩
散岩

株式会社パスコ 調製

飛騨市

この地図は、デジタルマッピング法により作成した１：２５００都市計画基本図（平３０　部公　第３３号）のデータを縮小編纂したものである。

平成３１年３月作成